

「鬼のしこ草」説話をめぐって

— 東京大学国文学研究室蔵『「鬼のしこ草」』の紹介と考察

吉野 朋美

一 「鬼のしこ草」説話——はじめに——

東京大学国文学研究室には、『鬼のしこ草』（函架番号…中世33・16・4）という仮題のついた書物が所蔵されている。『東京大学国文学研究室所蔵古典籍目録』には（※文正2写、表紙に「鬼ノシコ草ノ事此中ニ書ケリ」と有）との付記と共に掲載されている。

「鬼のしこ草」と言えば、堀河・白河院政期の代表的歌人、源俊頼によって著された『俊頼髓脳』のなかで、その由来説話が語られる有名な歌語である。「鬼のしこ草」とは『万葉集』に収められる「わすれぐさ我下紐につけたれど鬼のしこ草ことにしありけり」（巻四・七七・大伴家持）、「わすれぐさ垣もしみゝに植へたれど鬼のしこ草なを生いにけり」（巻十二・三〇六二）の二首に詠まれる草であり、その二首を挙げ、『俊頼髓脳』は以下のような説話と解釈とを

語っている。長くなるがまず全文を示す。

鬼のしこ草といへるは、むかし人の親子を二人もたりけり。親うせにける後、恋ひ悲しぶこと、年をふれども忘らるゝことなし。むかしはうせたる人をば塚に収めければ、恋しきたびに兄をとと、うち具しつゝ、かの塚のもとにゆきむかひて、涙を流して我身にある憂へをも嘆きをも、生きたる親などにむかひて言はんやうにいひつゝ、返けり。兄の男、年月つもりておほやけに仕へ、私を返みるにもたへがたき事どもありて思ひけるやう、たゞにては思なぐさむべきやうもなし、萱草といふ草こそ人の思をば忘らかすなれとて、萱草をその塚のほとりに植へつ。その後、をとと、常に来て例の御墓へや参ると誘ひけれども、さはりがちになりて、具せずのみなりにけり。このをととの男、いと憂しと思ひて、この人を恋ひ申にこそかゝりて日をくら

し夜をあかしすれば、我は忘れ申さじとて、紫苑といへる草こそ心に賞ゆる事は忘れざなれとて、紫苑を塚のほとりに植へてみければ、いよ／＼わする、事なくて目をへてしあるきけるをみて、塚のうちに声ありて、「我はその親のかばねを守る鬼也、願はくはおそる、事なかれ、君を守らんと思」といひければ、おそりながらき、をりければ、「君は親にけうあること、年月を送れどもかはる事なし。兄のぬしは、同じく恋かなしみて見えしかど、思わすれ草を植へてそのしるしをえたり。そこは紫苑を植へて又其しるしをえたり。心ざしねんごろにして、あはれぶ所すくならず。我鬼のかたちをえたれども、物をあはれぶ心あり。又日のうちの事を悟ることあり。見えん所あらば夢をもちて示さん」といひて声やみ、又その、ち日のうちにあるべきことを夢にみる事おこたりなし。これをきけば、紫苑をば嬉しき事あらん人は植へて常にみるべき也。嘆く事あらん人は植ふべからぬ草也。されば万葉集にも萱草をば志許の草とはかける也とぞ人申ける。たゞし、確かに見えたるころなし。古き人の物がたりなれば、ひが事にもやあらん。

「鬼のしこ草」の語については、右に示した『俊頼髓脳』、同時代の歌人藤原仲実による『綺語抄』以下、藤原清輔『奥義抄』、顕昭『袖中抄』、上寛『和歌色葉』、順徳院『八雲御抄』、為家『詠歌一糸』、『色葉和難集』等の歌学書に、これが何の草であるかという

興味から取り上げられている。大半の歌学書ではその草を「紫苑」としてているが、弟の植えた草は「蘭」であるから「しこ草」は「蘭」であるとする『綺語抄』、万葉歌の解釈から「萱草」とする『袖中抄』が、他と大きく見解を異にして興味深い。また、歌語に付随する兄弟の説話も、前述の『綺語抄』、『袖中抄』、『和歌色葉』など『俊頼髓脳』と同時代から中世にかけて成立した歌学書や『今昔物語集』、さらに『古今和歌集』や『伊勢物語』の古注釈等に、或いはほぼ同話で、或いは同工異曲の漢籍仕立ての話で、或いは説話の一部分を欠くかたちで収められていることが知られている。

一方、『袖中抄』には、「鬼のしこ草」が何の草であるか、あるいは兄弟説話がどのように語られているか、といった興味とは別の面で注目すべき、次のような一文がある（傍線は稿者による）。

或人云、瞻西上人説法には、鬼のよひ草とぞし侍りける。⁽⁵⁾
早くこの部分に着目された小峯和明氏は、『鬼のしこ草』『腰草』『よひ草』の名称の差異は今問題ではない。大事なものは瞻西の説法でこの歌語がとりあげられたことにある」と注意を促し、説法の中でこの話全体が語られたか歌が引かれただけかは見極めがつかないものの、「歌の背後にその話が揺曳していたことは動かせないし、説法の中でそうした歌語が取り沙汰されたこと自体、説話の生成や伝承を考える重要な手がかりとなるであろう」と述べられる。

説法の中ではなく、時代も下るが、豊原寺の誓願房心定が真言立

川流を邪教として論破するため文永七（一二七〇）年に著した『受法用心集』の下巻には、立川流の祀る髑髏木尊が現ずる七仏の形像が鬼神の所変であることが記され、続けて「俊頼の口伝にしろせる因縁も、此の髑髏の法の悉地と同じかるべし」として『俊頼髓腦』とほぼ同じ「鬼のしこ草」説話が語られている。これは、同話が「塚中」の「鬼神」が出てきて活躍する話だったところから、『受法用心集』のこの部分に引用されたのであろう。もっとも、『俊頼髓腦』とはほぼ同じと言っても、『受法用心集』で「親のかばねをまもる鬼神」が孝行者の弟に告げたのは、その日に起こることをあらかじめ夢で知らせるという『俊頼髓腦』にも見える内容のみならず、そのお告げ通りにことを運べば帝王にまで名が聞こえ、国の宝と珍重されるということだった。そして実際、弟は榮華を極めたという。

また、『受法用心集』では同説話を引用した後、「俊頼の口伝の如くは真言とはいはされども孝の志によりて不思議のしるしありとみえたり。此れは人皆知りたる事なれども、其の因縁相似たる故に引けるなり」（傍線は稿者による）とコメントをつけており、「鬼のしこ草」説話が当時、広く巷間に流布していた様子がうかがえる。

見てきたように、歌語「鬼のしこ草」に付随するものとして取り上げていた歌字書にとどまらず、説話集、中世の古今集・伊勢物語注釈書や仏教関係の書物に広く、しかもそれぞれの書物の性格にあわせて受容されている——それが「鬼のしこ草」説話なのである。

では、本研究室の所蔵本『鬼のしこ草』はどのような書物で、そこに書かれる「鬼のしこ草」はどのような内容を持つのだろうか。本稿では、「鬼ノシヨ草ノ事此中ニ書ケリ」とわざわざ表紙に注記される本書の紹介を兼ね、翻刻と考察を試みたい。

二 本書の書誌ならびに翻刻

【書誌】縦14.5×横21.0cm、横綴本、袋綴、楮紙、共紙表紙、墨付九丁、

裏表紙一丁、無辺無界、印記ナシ、研究室所蔵の来歴は不明

【翻刻】

「文正二年十月十八日

右範

（名ノ上ニ貼紙アリ）

神分

功徳、大金剛輪真言^{（イ）}

制底經、王各奉円満^{（イ）}恒

沙万徳、大日真言^{（イ）}

鬼ノシヨ草、

事此中ニ書^{（イ）}

【破損】現堂母儀十七年、為

之碑、為法味喰受徳証明^{（イ）}

【破損】非^{（イ）}（墨消）^{（イ）}（表紙）

真衆毛降臨影向^{（イ）}覽、然^{（イ）}

【破損】開^{（イ）}眼^{（イ）}辭

則奉始、梵天帝尺四大天王^{（イ）}

【破損】立^{（イ）}立^{（イ）}供^{（イ）}養^{（イ）}遍照如来^{（イ）}

三界所有天衆地類、殊^{（イ）}当所^{（イ）}

【破損】味^{（イ）}耶^{（イ）}形、閉^{（イ）}青蓮慈悲^{（イ）}御

鎮守諸大明神部類眷屬^{（イ）}

眼^{（イ）}奉^{（イ）}五眼具足^{（イ）}、仏眼^{（イ）}真言^{（イ）}

請諸神、惣^{（イ）}日域就中大小^{（イ）}

新書写開題、妙法蓮

神祇乃至自界他方権矣

二類、併奉為法樂サム感光倍増、一切神分般若心經」

為過去性靈成等正覺」

マカヒルサナ宝号」

虚空蔵 并名」(2才)

為護持施主等增長福寿」

多聞天王名」

表白

情敬白、自性法身大日如來」

代教主尺迦善逝般若理趣」

甚深妙典妙法蓮花真淨法」

門金剛手等諸大サタ觀自在等」

諸賢聖衆、惣、仏眼所照現不」

現前三宝境界」而言、

方今南瞻部州大日本国今」

此處、信心施主等相迎悲母」

性靈聖弘禪尼一十七年之」(2才)

忌辰、展、追修斎筵、營報」

恩懇祈、御事、其願念、

志趣如何トテ、者、夫」

三界六道何、處非、生滅之境、胎卵濕化何形離、無道之報、

爰、以

大覺三明之月」

隱、光、於、雙、林、之、霞、

尺王十善之花」

混、為、歡、喜、之、露、

大聖猶現、生者必滅之相、

況、於、凡、愚、乎、(3才)

天上猶蒙、會者定離之責、

矧、於、人、間、乎、

爰、過、去、性、靈、

東土、空、西、方、臺、登、已、來、

一十七年之遠忌云、至、

五千余日之運數已極、

然、則、

刷、修、善、梵、席、

析、出、魂、之、得、果、

設、報、恩、之、供、養、

呈、子、孫、之、孝、行、(3才)

若、尔、過、去、性、靈、

五障雲消、
現心月輪之光、
三從暗晴、
頭覺日円之景、
化功婦已故護持施主等、
積善之床頭、
百年之春秋久榮、
孝行之窓前、
一門之繁昌長遠、
乃至法界平等利益、
敬白、
說法、
方今為、過去性靈增進仏道、
被、勤、行、書、寫、誦、法、
花經、造立供養、制底理趣、
三昧正法、供仏施僧、經營等、
一々善根功德、大、皆悉無、
他妨、可成、性靈得脱、成身、
者也、先、付、書、寫、誦、法、
花經、有、大意尺名人文判尺、
三門、物大意者、今此經、誦、仏、

(4才)

(3才)

五障雲消、
現心月輪之光、
三從暗晴、
頭覺日円之景、
化功婦已故護持施主等、
積善之床頭、
百年之春秋久榮、
孝行之窓前、
一門之繁昌長遠、
乃至法界平等利益、
敬白、
說法、
方今為、過去性靈增進仏道、
被、勤、行、書、寫、誦、法、
花經、造立供養、制底理趣、
三昧正法、供仏施僧、經營等、
一々善根功德、大、皆悉無、
他妨、可成、性靈得脱、成身、
者也、先、付、書、寫、誦、法、
花經、有、大意尺名人文判尺、
三門、物大意者、今此經、誦、仏、

(4才)

大事、本懷衆生頓證成道也、(4フ)

然則已今當誦經中、以法花

為最第一、鬼畜獄三惡間

依此經、成等正覺、實是

唯仏与仏之溯源衆生解脱之

要諦也、次題目、妙者此嘆

之言、法者所嘆之歎、蓮花者

心性、惣歎、經者聖教、通号、

序者次由述義、品者義類同、

第一者次、初也、入文判尺、一部

八卷廿八品或分、為三段、序正

流通也、或分、為二段、本迹二門

也、是則、說法実相之極致如來

ヒウ之奥藏之一經三門大概(5オ)

如行、今日法式捧、經王惠

果、資ニ性靈井、若尔聖弘

性靈心花鮮開覺月朗

照、雖、自餘善根、々々讚嘆

可有之、讓、三宝境界、且略之

施主段(5ウ)

抑今日作善相、當過去聖弘

性靈一十七年、遠忘、護持孝

子等抽、一味同心、懇志、催、一心

情清、廻向、者也、

付言、十七年追善云事經

論中別、無本説、所謂待

卅三年追福、程遠候、逆

擬、彼修善、催、此訪、歎、候

惣、二親恩德深重、候、時々

節々、報シ其恩、朝夕々々、謝

其徳、理、候、サレハ親恩徳

事并子孫孝行事、仏所

説、經教、述之、井、人師書

籍、明之、其徳、彌倫

凡於世間、其、為師多事也、

或歌書中、ワスレクサ我ガシタ

ヒモンケタレト鬼、シコクサコト

ニシアリケリト云、歌アリ、雖、

是世間、狂言綺語、付、此

歌、去謂、有、カヤ、或人付

此ワスレ草シコ草、注、云、昔人

候、二人子息、モチタリ、彼

Handwritten Japanese text in a cursive style, likely a transcription of the printed text above. It contains several lines of text, including the names of the characters and their actions, such as '二人子息、モチタリ、彼' and '候、二人子息、モチタリ、彼'.

(6ウ)

二人子、親別、後別離、嘆、深

明暮ワスレサリケリ、兄弟二人

相具、常墓辺、行泣、還

如、此月日重、不、止、

或時兄弟男思、様、此歎、覚

事無、何、可為、限、不、事

加様歎思、昔御質、二度

非可、奉見、徒義無事思、

萱草ト云草、人思、

草、其草引墓上殖、

其後悲歎思、成、

弟誘引、サワリカチニテ不

行、弟恨、之思、我、如兄

親、余波、忘、セン心裏、事

也、紫苑云草、人思、不忘

草、彼草引墓上殖、

然間、其後弥、親余波、忘、事

無、月日重、常墓前通

或時塚中音、告曰、我汝

親、守鬼神也、勿怖、事

汝為親、孝行、心深、事、哀

(7オ)

覺^{ユレ}、自^レ今^ニ後^ニ汝^ニ可^ク与^テ悦^ブ其^レ」

悦^ト者^ノ日^内有^ニ事^少不^レ」

違^ク夢^中可^ク告^知ラシム、此^告」

任^マ物^弁ハ汝^帝王^ヲ聞^ク食^シ」

国^宝ト云^フ云^フ其^後如^約束^シ」

也[」]実^ニ朝^御宝^成一^生」

栄^花無^ク雙^注」

サレ^ハ為^ニ親^ヲ致^シ孝^行入^リ諸^仏」(7ク)

井^垂哀^愍、天^龍鬼^神成^リ」

守^護見^ル、若^ル今^日大^施主^ト」

等^奉為^ニ聖^弘性^靈運^ニ丹^誠」

修^シ白^善、至^レ仏^天知^見」

性^靈納^受、覽^見候[」]

仍^テ過^去性^靈」

宝^殿寂^靜之^宝臺[」]

四^種法^身覺^月」

扇^二実^井之^惠風[」]

而^レ又^護持^施主^等」

福^寿増^長」

久^修於^善根[」](8オ)

家^門繁^榮」

弥^成於^心願[」]

乃^至法^界平^等利^益」

補^闕分[」]

マカ^{ヒル}サ^ナ宝^号」

尺^迦牟^尼宝^号」

供^養淨^陀羅^尼」

廻^向大^井」(8ク)

人^三魂^七魄^十種^タマシ^キ在^リ」

三^魂相^二応^第八^識ア^ラヤ^識七^魄」

相^二応^七持^識、人^死時[」]三^魂」

隨^テ閻^魔王^使、往^リ冥^途受^苦」

七^魄留^ニ娑^婆守^骸」或^ハ」

為^ニ子^孫成^リ崇^ム、或^ハ悦^ブ」(9オ)

也[」]其^人成^ニ正^覺、八^識轉[」]

頭[」]四^智、故^三魂^七魄^共」

是^ハ仏^種也[」]可^ク思^フ之[」](9ク)

【翻刻凡例】

一、異体字、特殊な字形ながら慣用的に用いられている文字は、通行の字体に改めた。

一、送りがな、ふりがな、訓点は原則として底本のまま取めた。

ただし、ノは「シテ」、「は「コト」と改めた。

一、適宜句読点を施した。

一、底本の改行部分に「」を施した。

一、判読不能の字は□で示し、破損している部分は「破損」

で示した。破損した中でも部分から類推できる字には□に字を

入れて、意味から類推できる字は()に字を入れて示した。

一、翻刻者による注記は()内にポイントを落とし、漢字及び

カタカナで傍記した。

二 本書の検討・考察

ここでは、前節の翻刻から見えてくる本書の概要について述べる。

まず、これが何を書いた書物かであるが、字体・墨の濃さからして

別筆と思われる表紙によれば、文正二(二四六七)年(三月五日に応

仁元年に改元)十月十八日におこなわれた聖弘禅尼の十七回忌追善

供養の法会の記録であるという。本文中に「過去聖弘性靈一十七年

遠忌(601行)とあることから、「聖弘禅尼」なる人物の追善

であり、禅尼の子を中心に、一族も参列して十七回忌の追善供養を

催し、それを書き記したものであることは明らかである。山本真吾氏の分類に従えば、「法会の記録、具体的には、表白を置き、仏菩薩や經典の功德を解説し、時に説話を引いて聴聞の衆に説教したり、法会の主催者の特性を讃歎したりする文章」、すなわち「表白付説教書」にあたるものだろう。

ついで、本書の書写年代だが、表紙に見える「文正二年十月十八日」の日付を保証する文言は文中には見えない。しかし、表白が改行・字下げなど工夫して書かれていること、「敬白……言」（2ウ）と書き出して「敬白」（4オ12行）で書き止める形式であること、文章末尾が「乃至法界平等利益」（4オ11行）の文になっていることから考えて、鎌倉時代中期以降の文書であることは確かである。また、文中には、「言」十七年追善、云事経論、中別、無本説、所謂待、卅三年追福、程遠候、逆、擬、彼修善、催、此訪、歎、覺、候、」（施主段6オ5〜8行）とあり、当時十七回忌の追善をおこなうために、わざわざ、経論の中には本説がないが三十三回忌が遅いため、それになぞらえて行おうのだ、と記されている。この文言は、この当時、十七回忌が一般的ではなかったゆえではなからうか。試みに『大日本史料』で十七回忌追善の例を検索すると、その初めに見えるのは応安元（一三六八）年二月二十六日条で、足利義満が直義の十七回忌仏事を行ったという『龍什湫和尚語録』の記事である。また、『古事類苑』礼式部三十四・仏祭上の「十七年忌」には『康富記』宝徳

二（一四五〇）年六月九日の日野義資十七年忌の記事を挙げており、十七回忌の追善が少なくとも一般化してくるのは、南北朝期以後と考えるとよいだろう。以上の事実から本書の書写年代を絞ることはできないが、少なくとも表紙に見える「文正二年」であっても何ら矛盾しないことは確かめられるだろう。

表紙には「宥籠」という僧侶の名が見えるが、貼り紙で隠されているような跡が見える。この僧侶がいかなる人物かは不明だが、導師か本書の伝領者、あるいは書写者であろうか。

本書に書かれた法会は「開眼辞——神分——表白——説法——施主段——補闕分」と展開しているので、以下、展開に沿って内容を確認しよう。まず「開眼辞」で、導師は鉦を叩きながら施主がこの法会の為に堂（表紙からすると「権現堂」か）に設置した仏菩薩の開眼をおこない、新たに書写した法華經・仏塔（卒塔婆か）について述べて法会を始める。「神分」では、この追善供養の場に梵天・帝釈天を始めとして法会をおこなう場の鎮守まで、あらゆる神々を勧請する。ついで、四六駢體の対句を主体とする文章で書かれた「表白」を導師が朗唱する。表白には、この法会が「信心施主等」のおこなう「悲母性靈聖弘禪尼一十七年之忌辰」の「追修」であり、「聖弘禪尼」の魂を成仏させ、「孝行」の「一門」が「繁昌長遠」たらんことを祈念するために行われるという、法会の趣旨と意義が書かれている。表白は「法会の冒頭でその意義を説く、法会全体の中

で最も重要な言説のひとつ¹⁶）であるとともに、その素晴らしさに聴衆が感涙を催すこともしばしばで、後に出てくる「施主段」と共に、法会の中でもっとも盛り上がる部分でもあった。本法会の表白でも、人間の世において死の避けがたいこと、供養によって亡母の成仏すること、「孝行」の施主の繁栄を願うことなどが壮麗な対句で述べられており、供養に参列している施主の心に響く内容となっている。

「表白」に続く「説法」では、まず施主の信心深さを誉め、ついで、法華経が經典のうちの第一であることとその理由、法華経が「衆生解脱」の要諦であることを述べ、さらに「妙法蓮華経」の題目の意味、八卷二十八品の経文を或いは三段、或いは二段に分かつことを述べている。まさに法華経の解釈を説く部分である。なお、「説法」の字の下には小字で「取如意」とあり、導師が説法に際し、仏具の如意を持ち、威儀を正して説法した様子がうかがえる。

これに続く「施主段」は、この供養をおこなった施主を讃歎し、仏縁を結ぶように促す部分で、ここに「或歌書中、ワスレクサ……付此歌去謂有ドカヤ」（6ウ3行く7行）として、「鬼のしこ草」説話が語られている。施主段の終わりの部分は、再び表白のような対句仕立てとなっており、印象深く朗唱されたと思われる。

最後に置かれた「補関分」は、法会を終えるに際し、鉦を打ちながら仏や經典の名を唱える部分である。また、「補関分」の次の丁

には、オモテの後ろ半分から始まる一文が書かれており、ここには「人三魂七魄十種、タマシキ在之……」と人間が「三魂七魄」から成り、「三魂」は冥途に行き、「七魄」は現世にとどまって屍を守り子孫にかかわっていく、という『十王經』等に見える考えが示されている。これは、施主段で語られる「鬼のしこ草」説話の中に「親、骸、守鬼神」（7ウ3行）と出てくるところから関連して付言されたものだろう。

三 施主段と「鬼のしこ草」説話

前節にも述べたように、施主段は法会の施主の信心深さと功德の大きさを賛嘆することによって、施主が仏縁を結ぶように導く部分である。

ところで、法会の説法の中の施主段については、安居院流唱導の法会の次第を記した『法則集』¹⁷に、次のような記述がある。本書に記された追善の法会が安居院流のものかどうかは不明だが——ただし本書の法会も法華経を根本としているところから、安居院流と同じく天台系と見てよさそうである——、これらの記述は本書の施主段に語られる「鬼のしこ草」説話を考える上でも有益と思われる。以下にいくつかの条文を抜き出してみよう。

一 新悲相応因縁ヨセテ可移今旨趣。若古又哀傷不切事ナラハ。先施主分ヲシテ又哀ナル因縁等ウツテナカセテ可了也

一口伝云。説経師至_二施主段_一巧拙堪否_レ顕也。其斟酌進退究竟先達共現_レ不_レ覺事也

一 種種善根各各勝徳ナルニ。凡導師我宗彼諸徳引入_レ可_レ讚歎_一。隨自意実説_レ故也

彼是ホメチラシテ結歸スル処無ケレハ説経魂ナシ。得益還不定義成也。必諸宗超_ル徳アルヲモテ也。

一 施主分事。仏説悉檀赴機本説_ト。施主為隨喜渴仰信力。仏法赴_レヤウニスヘキナリ

雖_レ不_レ求_レ梵天_一梵天自庇。称揚妙法慰悦其心

又証彼仏依正二報使人欣喜如云所詮我不_レ得_レ罪業。施主得_レ信仰。隨喜之善根極タル施主分大事習事ニテハアル也

ここに挙げた第一項では、法会の旨趣を述べる際に適当な因縁がなければ、まず施主分(法会の「施主段」と同じ部分を指す)で心をつよめる「哀_レ因縁」を語って施主を感動させるべきこと、第二項では説経師(導師)の巧拙は施主段に顕れること、第三項では導師は施主の徳を讚歎するにも自分の宗派に引きつけて語るべきで、あれこれ施主を誉めちらすだけでは説経にも魂がこもらず、かえって不確かな感を与えること、第四項では、施主分は施主の機根に応じて、施主が仏法に赴くようにするべきで、施主の信仰を得るには施主がきわめて大事であること、が書かれている。

すなわち、施主段こそが説経においてもっとも大事な部分であり、

施主段における導師の巧拙如何によって説経の良し悪しが決まるゆえ、導師は自らの宗派を施主が信仰するよう、「因縁」を語って施主を感動させたり施主の徳を讚歎したり工夫する必要があることがわかるのである。

以上のことを念頭に置けば、施主段に語られる「鬼のしこ草」説話の果たす役割は明確であろう。施主段の同説話は、話の筋・登場人物とその動きといった基本的なところでは「俊頼髓腦」と変わりはないが、塚の中にいる「親_レ、骸_レ、守鬼神」が孝行の弟に感じて予知夢を見せることを約束する最後の部分で大きく相違している。そして、その相違箇所は先に見た『受法用心集』の引用する本説話とほぼ同じなのである。すなわち、「親_レ、骸_レ、守鬼神」は「日内有_レ事少_レ、不_レ違_レ夢中可告知_一、此告_レ任_レ物弁_レ汝帝王_一聞食_レ宝_一」(7ウ6く9行)と約束し、その結果、「其後如約束_一也」(実_レ、朝_レ御宝成_一一生_レ榮花無_レ注_一) (7ウ9く11行)というように、弟が国王になって朝廷の宝として一生榮えたというものである。鬼の約束がここまで大仰になった本説話が施主段で引かれているのは、当然のことながら、親を思う気持ち忘れず孝養を尽くせば驚くべきほどの功德があることを施主に具体的に示すためであり、ひいては法要を営み孝養を尽くしたこの施主を讚歎して、導師の属す寺への帰依(あるいは布施)を願うためであろう。

ふりかえれば、本説話は、本来的には「鬼のしこ草」という歌語

を説明するための説話として『俊頼髓脳』には語られていた。が、親の死・墓参り・親への孝養を尽くす子・鬼・孝養の報償といった本説話の構成要素はそのまま、仏教的な意味を持つ説話のそれとして変換可能である。それゆえに、『受法用心集』やこの追善供養の法会の場合など仏教に関わって用いられる説話として、違和感なく、いや、むしろふさわしく引用されたのだろう。また、この説話は仏教的に読むことは可能だが、仏典を出自とする歌語について語る説話と違って、難しい經典の名も挙がっていないければ一節が引用されることもない。また、孝行の功德がすみやかに形となってあらわれる点もわかりやすい。そうしたことから、聴衆や施主に供養を営んだ功德をわかりやすく述べる施主段にはふさわしかったのだろう。

四 和歌をめぐる言説と法会 —— おわりに ——

紹介・考察を試みてきた東京大学国文学研究室蔵『鬼のしこ草』は、一に挙げた「瞻西上人説法」には、鬼のよひ草とぞし侍りける」という『袖中抄』の一文が示唆していた状況を、時代は下るものゝ「体現」するかのような書物であった。実際に歌学書に語られる歌語の由来と同じ説話が、法会のなかで受容されていたのである。

ところで、そもそも説法の場において、あるいは説法聴聞の後に、和歌が詠まれたり和歌にまつわる言説が語られたりしていることは、物語や歌学書類、歌集にも例が見え、さほど珍しくはないこと

であった。たとえば『袋草紙』には、前出の瞻西上人が、説経中に袂に雨漏りの滴がかかったのをうち払いながら、高座から下りるときに「古へも今もつたへてかたるにももりやは法のかたきなりけり」と詠んだことや、実源律師が堂供養の導師に招かれ説法をしている間、雑人どもが騒いでいたので説経をやめ、高座の上より「津の国のあしかり声の高ければあなかまとこそ云ふべかりけれ」と一喝したことが語られている。こうした歌詠みの僧侶の存在が「説法と歌をめぐる座談」とを近づけていたのは疑いないことであろう。さらに、導師を勤める僧侶だけでなく、願主や施主が法会に際し、僧に説経を請うため記す誦經文の端に和歌を書きつける風習があった²²⁾、法会の聴聞後に聴衆が説法に触発され、あるいはその余韻に浸って歌を詠むケースがあったりしたのである。

また、和歌や歌学の仏教享受、という面から考えても、たとえば『俊頼髓脳』には、「月のねずみ」や「芹摘みし」などの歌語をめぐる説話に、当時の仏典の注疏からくる発想や、「論義（稿者注…法会に伴っておこなわれる教義や經典の解釈をめぐる問答）の場において語られていた発想」²³⁾が如実に見える場合があり、少なくとも院政期の歌語・歌学を巡る現場と、法会や説経、論義といった仏事とは深い交流があったことが具体的に解明されてきている。

一方で、本書に見る「鬼のしこ草」説話のように、歌学書や歌集に見える和歌の言葉や和歌をめぐる語りが、逆に法会や説経、ある

いは論義といった場で受容されている具体例は、和歌や歌学の側に見える仏教享受の例ほどにはないように思われる。具体例が見いだせないのは稿者の浅学に拠るところが大きいと思われるが、和歌と仏教とのかかわりを考えたとき、次のような理由も考えられるのではないだろうか。和歌には仏典や仏事を詠む釈教歌の伝統があり、また僧侶にして歌人である者も多く、歌語には仏典由来のものも少なくない。和歌や歌学の側には仏教を享受する素地が充分にあるが、仏教の側が和歌や歌学を引き寄せてくるには、そこに何らかの仏教的要素・あるいは仏教的な読みを可能にする契機を見いだす必要がある。それゆえ受容される和歌や和歌説話が限られ、必然的に具体例が少なくなる、ということである。

もっとも、近年の各地寺院の聖教調査の進展、あるいは法会資料の再検討によって、法会に用いられた願文・表白・次第書等に見える故事・譬喩・因縁と説話・物語・軍記物語文学作品との関連が次々と見いだされて⁽²⁶⁾おり、今後も法会をめぐる資料調査とその研究は大きく進展してゆくだろう。また、その動きにあわせて〈法会学〉〈法会文芸〉という概念の提唱もおこなわれ、その研究上の位置づけも変わろうとしている。本稿に取り上げた『「鬼のしこ草」』がそうした一連の動きに寄与できることを願って、拙い紹介・考察を終えたい。

【付記】本稿を成すにあたって、山本真吾氏に直接多くのご教示を賜った。この場を借りて、厚く御礼申し上げる。また、月本雅幸氏にも翻字に際してご教示賜った。御礼申し上げます。ただ、さまざまにあるであろう拙稿の誤謬の責は、偏に稿者の浅学によるものである。大方のご批評・ご教示をお願い申し上げます。

* 『俊頼髄脳』の引用は、俊頼髄脳研究会編『国会図書館蔵俊頼髄脳』（和泉書院影印叢刊92・一九九九年）を、清濁の別を付し、適宜漢字を宛てて翻字したものによる。ただし、原文に戻れるように、漢字を宛てたところは原文をふりがなとして残している。『袖中抄』の引用は、歌論歌字集成第四卷『袖中抄』（川村晃生氏校注・三弥井書店・二〇〇〇年）、『袋草紙』の引用は新日本古典文学大系による。

【注】

- (1) 伊倉史人氏「鬼の志許草」と「鬼の腰草」——俊頼と「本」序説——
——『三田国文』第二九号、一九九九年三月) によれば、俊頼は「鬼のしこ草」と解している可能性が高いという。本稿が用いた新編日本古典文学全集の底本である国会図書館蔵本でも、本行本文は万葉歌・本文とも「しこ草」、ミセケチして「しこ草」である。重要な問題ではあるが、本稿の主旨には関係がなく、また本稿で言及する後世の仏

教関連の書物や、翻刻を試みた『「鬼のしこ草」』にはいずれも「しこ草」とされていることから、「しこ草」として考えてゆく。

- (2) 二首の引用は『俊頼髓脳』本文により、巻数・歌番号を旧国歌大観番号で付した。俊頼と同時代の『万葉集』の訓みを示す『類聚古集』(引用は臨川書店影印より)では、前者は『俊頼髓脳』の引用和歌本文と異同なし、後者は「わすれぐさかきもしけみしにおふれともおのしこくさなをおいにけり」となっている。又、現代の訓みでは、後者は「忘れ草垣もしみに植ふたれど醜の醜草なほ恋ひにけり」(新編日本古典文学全集より引用)となっている。

- (3) 伊倉氏(1)論文によると、「しこ草」が何であるか述べる「されば」以下の部分は、『俊頼髓脳』の伝本によって「萱草」と取れる本文と「紫苑」と取れる本文のほぼ二通りに分かれているという。本稿で用いた国会図書館蔵本は前者で、後者は次のようである。

されば、志許草とは、心ざしものつくさとはかくなり。

(国立公文書館内閣文庫蔵「俊秘抄」)
すなわち、国会図書館蔵本では「萱草」を「志許の草」だと断言しており、内閣文庫蔵本では、前文とのつながりからすると「紫苑」を「志許の草」だと考えていることになる。この相違は誤写などではなく、「俊頼」の注釈態度の変更」によるものと伊倉氏は推察されている。つまり、『俊頼髓脳』は肝心な歌語の説明で揺れているのである。

- (4) なかでは『八雲御抄』が「紫苑 おにのしこ草。しをにといふ心也」

(巻第三)と「をに」の字を理由に記すのが面白い。

- (5) 兄弟(姉妹)が亡き親を思うあまり、親の墓に全く効果の異なる草を植える、この「鬼のしこ草」説話に類似する話については、小峯和明氏『院政期文学論』(笠間書院・二〇〇五年)「三『俊頼髓脳』の言説と語り」中の「2『鬼のしこ草・腰草』をめぐる」(初出は『俊頼髓脳』の歌と語り)、『中世文学研究』九号・一九八三年八月)に詳しい。もっとも早くこの説話を取り入れた『俊頼髓脳』に見る「鬼のしこ草」説話を基本とすると、『綺語抄』は、兄が忘れ草を植えて死んだ親を忘れようとし、弟は蘭を植えて忘れないようにしたところ、鬼ではなく、親が夢に出てきて二人を「いみじくあはれが」ったという内容になっており、『袖中抄』は『俊頼髓脳』とほぼ同じ説話を挙げつつ、独自の解釈を試みている。そのほか『奥義抄』『和歌色葉』『八雲御抄』『詠歌一昧』などの歌学書には兄弟や鬼の話は出てこず、「鬼のしこ草」が何の草かだけを記すが、『色葉和難集』は『俊頼髓脳』とほぼ同じ説話を挙げ、さらに顕昭の説、『綺語抄』の説を挙げ、さらに考証を加える網羅的な記述である。『今昔物語集』所収説話は、内容は「髓脳」とほぼ同じだが、「鬼のしこ草」という草の名は出てこず、その草を詠んだ万葉歌と話の最後に付された「しこ草」についての解説部分もなく、話末に紫苑・萱草双方の効用を語る点が『俊頼髓脳』の説話と異なっている。

- 『弘安十年古今集歌注』(片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』二

に所収)では、『古今和歌集』恋五「忘草たねとらましを逢ふこと
いとかく難きものとしりせば」(七六五)の「忘れ草」の注において、
「文集云」として、梁の武帝の子、梁太子・興太子の二人が、武帝の
死の嘆きを忘れようとして貴い聖のもとに行つたところ、忘れ草を服
するように言われ、取つて食べたら哀傷・恋慕を忘れたという話とな
つており、宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』(いわゆる『冷泉家流伊勢
物語抄』、片桐洋一氏『伊勢物語の研究(資料篇)』に所収)でも、
「文選注云」として、梁武帝の死を悲しむ梁・興の兄弟が、仙人のも
とにいつて萱草をもらい、それを植えて悲しみを忘れる話となってい
る。『伊勢物語抄』では、さらに「又云」として、『俊頼髓脳』とほほ
同様の展開の話を挙げるが、兄弟が萱草や紫苑を植える際には人に尋
ねてアドバイスをもらい、弟の忘れまいとする行動に対しては、「亡
魂」が「孝道を感じて頭て」、「財宝をあたへ」たとなっている。また、
『法華経』「葉草喻品」の注疏『法華経鷲林拾葉鈔』(臨川書店刊)な
どでも、母親を亡くした姉妹がシノブグサとワスレグサをそれぞれ植
えた唐土のできごととして語られており、古注では漢籍仕立ての話に
なっている傾向にある。

(6) 顕昭「散木集注」にも、「瞻西上人が説法には、鬼のよひ草とぞいへ
りける」とほぼ同文がある。なお、引用に用いた歌論歌学集成『袖中
抄』では「瞻西」を「瞻西」とするが、私に改めた。

(7) 小峯氏前掲(5)書、第三章「2「鬼のしこ草・腰草」をめぐる」よ

り引用。

(8) 真言立川流は「真言宗に陰陽道・民俗宗教的要素を習合させた一派
(『日本仏教史事典』)。真言立川流、および『受法用心集』については
守山聖真氏「立川邪教とその社会的背景の研究」(鹿野苑・一九六五
年)第一編第五章「誓願房心定と受法用心集」を参照した。『受法用
心集』の引用も同書の附篇による。なお、同書に「鬼のしこ草」説話
が載せられていることは渡部泰明氏のご教示により知った。記して感
謝申し上げる。

(9) 『受法用心集』に見える「鬼のしこ草」説話は以下の通り(引用は前
掲書による)。

「……又俊頼の口伝にしろせる因縁も、此の髑髏の法の悉地と同じか
るべし。万葉集の歌に云く、わすれ草わかしたひもにつけたれど鬼の
しこくさことにしありけり。此の歌のわすれ草おにのしこ草につきて
俊頼注して云く、昔人の親の子息二人もちたりけるが、親うせにける
後、おやの別れ身にしみて朝夕わすれざりけり。兄弟二人相具して常
におやの墓の辺にゆき、泣てはかへりかへりすること月日をかさぬれ
ども、いやまさりければ、兄のおおとこの思おもひひける様は、此の思おもひひさ
むることなくていつを限りとすべき事ならず。かくなげき思おもひひても昔
のすがたを二度見べきにあらず、よしなき事なりと思て、萱草といふ
草こそ人の思をばわすらかすなるとて、其の草を引てつかの上に植ゑ
しより後、其の思うすくなりて、弟のささせせいいけるにもさはりがちに

て行かざりければ、弟是れをうらみて思ひけるは、我身も兄の心のやうにやおやのことを忘れやせんずらん心うき事なり。紫苑と云草こそ心に思ふ事をばわすらかずなれとておやのなごりをわすれじがために彼の草引きて墓の上に植ゑたりければ、是れより後いよいよわする事なくて月日をかさねてもたゆる心なく、常に通ひければ、或時つかの中より音ありて云ける様は、我は汝が親のかばねをまもる鬼神なり。恐るる事なかれ。汝親に孝の心ふかき事、哀におほゆればこれより後は汝に悦をあたふべし。其の悦と云ふは日中にあらんずる事をすこしもたがへず、夢の中に告げしらすべし。此の告のままに物をはからはば汝帝王まできこしめして国の宝とし給ふべしと云けり。其の後約束の如く告げれば実に三朝の御宝となり、一生のさかえならびなしといへり。此の因縁の如くば志ねんごろなればつかの鬼神悦で徳をほどこす。

『受法用心集』では、続けて「まして身にそへ、増にすゑてよくよくまつり養はば、霊魂いかでもだすべき。是れを真言の秘法と云ふ事返々もよしなき事なり。真言秘法といはずとも、かかる験もあらば大切なり」として、禱體の法をおこない、人骨を本尊として祀ることを正当化しようとする立川流の論法を引いている。

(10) 山本真吾氏『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』（汲古書院・二〇〇六年）第一部第三章参照。この章には、氏が今まで調査された文献が収録状況ごとに整理され、示されている。

(11) 峰岸明氏「表白の文章形式について」（高山寺資料叢書別巻『高山寺典籍文書の研究』第二部各論篇、東京大学出版会・一九八〇年）の文章形式分類の目安に従っている。

(12) 東京大学史料編纂所ホームページの「大日本史料総合データベース」により検索。

(13) 十三回忌の追善供養は、『明月記』などから鎌倉時代初期にはおこなわれていることが知られる。

(14) 『本朝高僧伝』にも載る高僧、讃岐善通寺の有範（正平七（一三五一）年七月一日入寂）と同名である。

(15) 『安居院唱導集』上巻「安居院唱導資料考 第五章唱導法則について」より引用（永井義憲氏・清水宥聖氏編、貴重古典籍叢刊6、角川書店・一九七二年）。

(16) 小峯和明氏「表白」（『仏教文学講座第八巻 唱導の文学』勉誠社・一九九五年）には、『権記』、『大鏡』、覚一木や延慶本『平家物語』の〈表白を読む風景〉が挙げられており、いずれも感涙を催す聴衆の姿が描かれている。

(17) 『例文仏教語大辞典』（小学館・一九九七年）「三魂七魄」項解説。

(18) 前掲(15)書「安居院唱導資料考」所収「法則集」（信承法印撰）による。なお、同書にも「なお読み得ない欠字も若干あり、かつ文意不通の所もあるが、いまほしいまに訂正せず、天台宗全書本に従った」（第五章）とあるように、文意の通じないところがままあり、以下の

条項についても稿者が誤って解釈しているおそれがある。大方のご批正を乞いたい。

(19) 『法則集』に施主段についての記述があることは、清水有聖氏「澄憲・聖覚の文学」(『仏教文学講座第八巻 唱導の文学』)によって知り得た。

(20) 後世には、あるいは「鬼のしこ草」説話これが基本形だったのかもれない。(5)に挙げた宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』でも、鬼ではないが、亡魂が孝道に感じて「財宝をあたへ」とある。なお検討を要する。

(21) 小峯氏前掲(5)書、第三章「2 「鬼のしこ草・腰草」をめぐる」より引用。

(22) 西村加代子氏『平安後期歌学の研究』第一章「誦経文の和歌——法会の高座で和歌を詠ずること——」(一九九七年・和泉書院)では、「誦経文」と「諷誦文」とが同じ意味であること、その文書の奥に書きつけられた施主・願主の和歌は、誦経文の本文が読み上げられるのと共に導師によって法会の座で披露され、場合によっては導師の僧侶がそれに応和するように扱われたことが考察されている。

(23) 小峯和明氏『説話の声——中世世界の語り・うた・笑い』(新曜社・二〇〇〇年)第四部「説話のうた」に歌語「月のねずみ」にまつわる説話について、詳しく論じられている(初出一九八〇年)。また、伊藤博之氏「月の鼠——譬喩経をめぐる問題」(『成城国文学論集』二十三

号・一九九五年)も参照。

(24) 岡崎貞紀子氏「説話の展開と歌学——『俊頼髄脳』における「芹摘みし」説話をめぐる——」(『成城国文学』第二十一号・二〇〇五年三月)に詳しい考察がある。

(25) 岡崎氏前掲論文より引用。

(26) 真福寺善本叢刊に所収の資料や、阿部泰郎氏・山崎誠氏編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』(勉誠社・一九九八年)所収資料、山本氏前掲(10)書に示される諸資料、山内洋一郎氏編『佛教説話集の研究 金澤文庫本』(汲古書院・一九九七年)所収資料、小峯和明氏「法会文芸の提唱——宗教文化研究と説話の〈場〉」(『説話文学研究』第三十九号・二〇〇四年六月)の挙げる諸資料、『溪嵐拾葉集』など、文学作品との関連が指摘される資料は思いつくだけでも枚挙にいとまがない。

(27) 小峯氏前掲(26)論文の提唱による。